

長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安全・安心な住環境づくりを促進するため、住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成16年4月1日付け国住市第350号)に基づき、予算の範囲内において、老朽化し、危険である、若しくは危険となる恐れがある特定空家等又は不良住宅の除却を行う者に対し、長崎市特定空家等除却費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象となる建築物(附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 本市内に存する建築物
- (2) 現に使用されていない建築物であって、過去にその過半が居住の用に供されていたもの
- (3) 木造又は鉄骨造である建築物
- (4) 市長が、周囲に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがあると認め、建築基準法(昭和25年法律第201号)又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の規定による指導を行っている建築物
- (5) 市長が、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第一(イ)欄に掲げる評定区分のニ構造の腐朽又は破損の程度における合計評点が50点以上であると測定した建築物。ただし、長屋であって合計評点が100点未満であると測定したものについては、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合にあつては、固定資産(土地・家屋)評価証明書若しくは固定資産(土地・家屋)公課証明書又は固定資産税納税通知書)に所有者として記録されている者(法人を除く。)
 - (2) 前号に規定する者の相続人
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が複数人の共有である場合において、当該共有者(補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の1人である場合にあつては、当該補助金の申請をしようとする者を除く。)から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者は、補助対象者としなない。ただし、当該補助金の申請をしようとする者が前項第1号又は第2号に該当し、かつ、共有者から同意を得られないやむを得ない理由があると市長が認める場合で、誓約書(第1号様式)を提出したときは、この限りでない。
- 3 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合において、権利者から補助対象建築物の除却に

ついで同意を得られない者は、補助対象者としなない。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象建築物の除却工事で、次に掲げる者に請け負わせる除却工事とする。

- (1) 本市内に本店を有する法人又は本市内に住所を有する個人
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象工事としなない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した除却工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- (3) 補助対象建築物(長屋住宅を除く。)の一部のみを除却する除却工事
- (4) 門又は塀を除却する除却工事
- (5) 家財道具を除却する除却工事
- (6) その他市長が不相当と認める除却工事

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。)は、補助対象建築物の除却工事費に10分の8を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する除却工事費は、補助金の交付の決定をした際における国土交通大臣が定める住宅局所管事業に係る標準建設費を使用して算出した工事費を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、500,000円を上限とする。

2 前項の規定により得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次条に規定する交付の申請をしようとするときは、市長に対し、事前調査申請書(第2号様式)により、あらかじめ申請するものとする。

2 前項に規定する事前調査申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けようとする建築物の付近見取図、写真及び平面図
- (2) 補助金の交付を受けようとする建築物の建物登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産(土地・家屋)評価証明書若しくは固定資産(土地・家屋)公課証明書又は固定資産税納税通知書の写し)、土地登記事項証明書及び公図
- (3) 補助金の交付を受けようとする建築物の建物登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合にあっては、当該共有者(補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の1

人である場合にあっては、当該補助金の交付の申請をしようとする者を除く。)からの当該建築物の除却についての同意書及び当該建築物の建物登記事項証明書に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合にあっては、当該権利者からの当該建築物の除却についての同意書

(4) 第3条第1項第2号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合であって、その交付を受けようとする建築物を相続する者が2人以上であるときにおいて、当該建築物が分割登記されていないときは、当該相続人(当該申請者を除く。)の当該建築物の除却についての同意書

(5) 第3条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号又は第2号に規定する者の補助金の交付を受けようとする建築物の除却についての同項第1号に規定する者の同意書又は同項第2号に規定する者全員の同意書

(6) 第3条第1項第2号に規定する者又は同項第3号の規定により同項第2号に規定する者から同意を得た者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号に規定する者及び同項第2号に規定する者との相続関係図及び相続関係が確認できる戸籍謄本

(7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その結果を事前調査結果通知書(第3号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する市長が定める補助金の交付の申請の提出期日は、事前調査結果通知書の通知日から起算して60日以内又は補助金の交付の申請を行う日の属する年度の2月25日のいずれか早い日までとする。

2 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市特定空家等除却費補助金交付申請書(第4号様式)を用いるものとする。

3 規則第22条の規定により、規則第3条第1項第4号の実施設計書は、工事計画書(第5号様式)を用いるものとする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略させることができる。

(1) 第4条第1項第2号に規定する許可の通知書又は登録の通知書の写し

(2) 事前調査結果通知書の写し

(3) 補助対象工事の見積書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)

(4) 補助対象建築物の平面図及び床面積求積図

(5) その他市長が特に必要と認める書類

5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第3号までの書類の添付は、省略させるものとする。

(交付及び不交付の決定)

第9条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(第6号様式)を用いるものとする。

2 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書(第7号様式)を用いるものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象工事を施工する場合は、建設リサイクル法等関係法令を遵守すること。
- (2) 補助金交付決定通知書の通知日の属する年度の2月末日までに補助対象工事を完了すること。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた者が補助対象工事完了後の跡地の所有者である場合にあっては、その跡地を周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他市長が特に必要があると認める事項

(申請内容の変更)

第11条 規則第22条の規定により、補助金交付申請の内容変更の承認の申請は、規則第5条第3項の補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に代えて、補助金交付申請変更承認申請書（第8号様式）を用いるものとする。

- 2 前項に規定する変更の申請には、変更の内容が確認できる書類を添付するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、補助金交付申請変更承認通知書（第9号様式）を用いて申請者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付申請変更不承認通知書（第10号様式）を用いて申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金交付決定通知書の通知日から起算して60日を経過する日とする。

- 2 規則第7条の申請の取下げには、補助金交付申請取下げ書（第11号様式）を用いるものとする。

(決定の取消等)

第13条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書（第12号様式）を用いるものとする。

(完了報告書)

第14条 規則第12条に規定する実績報告書を提出しなければならない期日は、補助対象工事完了の日から起算して14日以内又は補助対象工事の完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までとする。

- 2 規則第22条の規定により、補助対象工事の完了の報告は、規則第12条の補助事業等実績報告書に代えて、工事完了報告書（第13号様式）を用いるものとする。
- 3 規則第12条第2号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
 - (2) 補助対象建築物の除却後の写真
 - (3) 補助対象工事を行った者の工事完了証明書（第14号様式）
 - (4) 補助対象工事の代金を支払った際の領収書又は請求書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）

(5) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 規則第22条の規定により、補助金の額の確定は、規則第13条の補助金等確定通知書に代えて、補助金確定通知書（第15号様式）を用いるものとする。

(補助金の請求)

第16条 規則第22条の規定により、規則第15条第2項の請求書は、補助金交付請求書（第16号様式）を用いるものとし、補助金確定通知書の通知日から起算して14日を経過する日までに提出しなければならない。

(事業完了後の提出書類)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事の代金を支払った際の領収書の写しを補助金の受領日から14日以内に提出しなければならない。ただし、第14条第3項第4号の規定により、既に領収書の写しを提出している場合は、その限りでない。

(帳簿等の整備及び保管)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年6月8日長崎市告示第342号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際し、現に建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者については、平成31年5月31日までの間、その者を解体工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者とみなして、長崎市老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定を適用する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和11年2月28日までに交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、令和11年3月31日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和3年4月6日長崎市告示第323号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市老朽危険空き家除却費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月1日長崎市告示第96号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和8年3月19日長崎市告示第175号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定、第7条第2項第2号の改正規定及び第8条第4項第3号の改正規定並びに附則第3項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊞

私は、長崎市特定空家等除却費補助金の実施に当たり、次の物件に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、長崎市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

1. 補助対象建築物の所在地
2. 建物の所有者又は管理者氏名
3. 所有者との続柄
4. 同意を得られない共有者の氏名及びその理由

事前調査申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり事前調査を申請します。

また、申請に係る建築物の立ち入り調査を行うことに同意します。

建築物の概要	所在地：長崎市 住居表示：長崎市 使用者の有無： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 建築年次： 用途（種類）： <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※併用住宅は、過半が居住の用に 供されていたものに限る。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 建築面積： m^2 延べ面積： m^2 構造・階数： 造 建て 門・塀の有無： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
申請者区分	<input type="checkbox"/> 1. 登記事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産（土地・家屋）評価証明書若しくは固定資産（土地・家屋）公課証明書又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者 <input type="checkbox"/> 2. 1の者の相続人 <input type="checkbox"/> 3. 1又は2の者から補助対象建築物の除却について同意を受けた者
添付書類	長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱第7条第2項各号に掲げる書類

事前調査結果通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長

長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり事前調査の結果を通知します。

申請建築物の所在地

所在地：長崎市

住居表示：長崎市

年 月 日付けで事前調査申請があった申請者及び申請建築物は、本補助金の補助対象者及び補助対象建築物に該当します。

今後、本補助金の交付の申請をする場合は、長崎市特定空家等除却費補助金交付申請書（第4号様式）に、本通知書の写しを添付してください。また、同交付申請は本通知日から起算して60日以内に行ってください。

なお、本通知書は、本補助金を交付することを保証するものではありません。

年 月 日付けで事前調査申請があった申請者は、次の理由により、本補助金の補助対象者に該当しません。

該当しない理由	
---------	--

工事計画書

発注者 (申請者)	住所： 氏名：		
補助対象建築物の 概要	所在地：長崎市 住居表示：長崎市 建築年次： 用途（種類）： <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ） 建築面積： m^2 延べ面積： m^2 構造・階数： 造 建て 門・塀の有無： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
工事の概要	<input type="checkbox"/> 建築物の全てを除却 門・塀の除却（ <input type="checkbox"/> 除却する・ <input type="checkbox"/> 除却しない） <input type="checkbox"/> 長屋住宅の一戸を除却 ※長屋住宅の一戸を除却する場合は、除却を行う箇所の 図面を添付してください。		
受注予定者 (施工予定者)	本店所在地 又は住所		
	商号及び代表 者名又は個人 氏名		
	許可番号 (登録番号)	<input type="checkbox"/> 建設業許可 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 ・ <input type="checkbox"/> 長崎県知事 (-) 第 号 (工事業) 主任（監理）技術者の氏名：	
		<input type="checkbox"/> 解体工事業登録 長崎県知事 登内－ 第 号 技術管理者の氏名：	
	担当者名		
連絡先			
工事見積額	金 _____ 円 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。		
予定工期	補助金交付決定通知書の通知日 ～ 年 月 日		

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様
長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市特定空家等除却費補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、長崎市補助金等交付規則第6条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助対象建築物の所在地	所在地：長崎市 住居表示：長崎市
交付決定金額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1. 補助対象工事を施工する際は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等関係法令を遵守すること。2. 本通知の通知日が属する年度の2月末日までに補助対象工事を完了すること。3. 補助金の交付の決定を受けた者が補助対象工事完了後の跡地の所有者である場合にあっては、その跡地を周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。4. 補助対象工事完了の日から起算して14日以内又は補助対象工事の完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに工事完了報告書等を提出すること。

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市特定空家等除却費補助金の交付については、次のとおり交付することが不相当と認めましたので、長崎市補助金等交付規則第6条第2項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所在地	所在地：長崎市 住居表示：長崎市
交付することが 不相当と認めた理由	

(表面)

第8号様式(第11条関係)

補助金交付申請変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

長崎市特定空家等除却費補助金交付申請の内容を変更しましたので、長崎市補助金等交付規則第5条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

通知番号 及び年月日	第 号 年 月 日
補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	所在地：長崎市 住居表示：長崎市
変更の内容	
変更をする理由	

(裏面)

変更後の補助対象経費 の算出方法	補助対象工事の見積金額 (税抜) 円 (①)
	(①) 円 $\times 0.8 =$ 円 (②)
	標準建設費による上限 補助対象工事の床面積 m^2
	木造 $\text{m}^2 \times$ 円 / $\text{m}^2 \times 0.8 =$ 円 (③)
	鉄骨造 $\text{m}^2 \times$ 円 / $\text{m}^2 \times 0.8 =$ 円 (③)
変更後の補助対象経費	(④) 円 (②又は③のいずれか少ない額)
変更後の交付申請額 の算出方法	補助対象経費(④) 円 $\times 0.5 =$ 円 (⑤)
	補助上限額 500,000円 (⑥)
変更後の交付申請額	円 (⑤又は⑥のいずれか少ない額の 1,000円未満を切り捨て)
添付書類	

補助金交付申請変更承認通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様
長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市特定空家等除却費補助金交付申請の内容の変更については、次のとおり承認しましたので、長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所在地	所在地：長崎市 住居表示：長崎市
計画変更の内容	
変更後の 交付決定金額	
承認条件	

第10号様式（第11条関係）

補助金交付申請変更不承認通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市特定空家等除却費補助金交付申請の内容の変更については、次のとおり不承認としましたので、長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所在地	所在地：長崎市 住居表示：長崎市
計画変更の内容	
不承認とした理由	

補助金交付申請取下げ書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

長崎市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により、長崎市特定空家等除却費補助金の交付について次のとおり取下げます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

通知番号 及び年月日	第 号 年 月 日
補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	所 在 地 : 長崎市 住居表示 : 長崎市
取下げ理由	

補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様
長崎市長

第 号 年 月 日付けで通知した長崎市特定空家等除却費補助金の交付決定については、次のとおり取消しましたので、長崎市補助金等交付規則第 8 条第 3 項第 1 6 条第 3 項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所在地	所在地：長崎市 住居表示：長崎市
取り消した部分	<input type="checkbox"/> 交付決定の全部 <input type="checkbox"/> 交付決定の一部 (取り消した交付決定の一部の詳細)
取り消した理由	長崎市補助金等交付規則第 8 条第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 1 号に該当 <input type="checkbox"/> 第 2 号に該当 長崎市補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項 <input type="checkbox"/> 第 1 号に該当 <input type="checkbox"/> 第 2 号に該当 <input type="checkbox"/> 第 3 号に該当 <input type="checkbox"/> 第 4 号に該当 (取り消した理由の詳細)

工事完了報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

長崎市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

通知番号 及び年月日	第 号 年 月 日
補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	所 在 地：長崎市 住居表示：長崎市
工事完了年月日	年 月 日
交付決定金額	円
補助対象経費精算額 の算出方法	補助対象工事の精算額（税抜） 円 (①) (①) 円 × 0.8 = 円 (②) 標準建設費による上限 補助対象工事の床面積 m ² 木造 m ² × 円 / m ² × 0.8 = 円 (③) 鉄骨造 m ² × 円 / m ² × 0.8 = 円 (③)
補助対象経費精算額	(④) 円 (②又は③のいずれか少ない額)
添付書類	1 長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱第14条第3項第1号から第3号までに掲げる書類 2 長崎市特定空家等除却費補助金交付要綱第14条第3項第4号に掲げる下記の書類 <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 請求書の写し（補助対象工事の代金を支払った際の領収書の写しを補助金の受領日から14日以内に提出します。）

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長崎市長

年 月 日付けで完了報告のあった補助対象工事については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、長崎市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

通知番号 及び年月日	第 号 年 月 日
補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	所在地：長崎市 住居表示：長崎市
交付決定金額	円
補助対象経費 精算額	円
交付確定金額	円

補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）長崎市長

下記の金額を請求します。

郵便番号 〒 —

住所.....

氏名.....

電話番号 （ ） —

ファックス番号 （ ） —

振 替 先	金 融 機 関 名	支店（支所）名
	銀 行 金庫・組合	支店
	預 金 種 別	口 座 番 号
	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. 別段 (該当するものを○印で囲んでください)	
	口座名義（カタカナで記入してください）	

請求金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注)・金額の頭に¥をつけること。

(注)・請求金額の改ざん、又は訂正をしてはならない。

件名 長崎市特定空家等除却費補助金